

訪問看護重要事項説明書

(医療保険)

令和 年 月 日現在

1 概要

(1) 訪問看護を提供する事業者

事業者名称	独立行政法人国立病院機構旭川医療センター 訪問看護ステーションはなさき
所在地	北海道旭川市花咲町7丁目4048番地 独立行政法人国立病院機構旭川医療センター内

(2) 営業日・時間、サービス提供地域

営業日・時間 休業日	月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時30分 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日
サービス提供地域	旭川市、比布町、鷹栖町、当麻町

(3) 職員体制

	職 種	常 勤	非常勤	計
管理者	看護師長	(1)	—	旭川医療センターの スタッフが担当いたします
訪問看護	看護師	(4)	—	
訪問リハビリ	理学療法士・作業療法士	—	—	
事務	事務助手	—	(1)	

2 運営方針

利用者が、安全に安心して在宅療養が継続できるように他職種と連携を図り、看護ケアを提供します。

利用者及びその家族の思いを傾聴し、自己決定を尊重した看護ケアを提供します。

質の高い訪問看護サービスを提供するため、職員の研修を継続して行います。

3 サービスの内容

- ・身体状況、病状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
- ・日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- ・褥瘡の予防・処置
- ・リハビリテーション看護
- ・認知症の方の看護
- ・薬の飲み方と指導
- ・医療機器の管理（点滴、経管栄養、留置カテーテル）、その他医師の指示による処置
- ・家族の健康相談と介護指導
- ・室内環境整備と日常生活用具の利用相談
- ・安全対策、感染症対策の対応

4 医療保険による利用料金

(1) 基本利用料・加算料金

健康保険対象者及び高齢者医療対象者の基本利用料の額は、利用者本人の負担割合に応じた料金となります。

別紙 「料金表」のとおり

(2) その他の料金

1) 死後の処置

死後の処置を行った場合は、10,000円（税抜き）をご負担いただきます。

2) キャンセル料

キャンセル料はかかりません。キャンセルが必要になった場合は連絡をお願いします。

（連絡先 0166-51-3908）

(3) 料金の支払方法

毎月末締めとし、翌月10日以降に当月分の料金を請求しますので、月末までに振込又は、旭川医療センター外来窓口にてお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

直接、当ステーションに電話でお申し込みください。

入院中の方は、医師、看護師、ケースワーカーにご相談ください。

(2) サービスの終了

1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

2) 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

利用者が、サービス提供区域外に転居し、それによりサービスの提供継続が困難と見込まれる場合には、終了2週間前までに文書で通知します。

3) 自動終了（以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスが終了します。）

- ・利用者が介護保険施設に入所または医療機関に入院した場合
- ・利用者が亡くなられた場合

4) その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われなかった場合
- ・利用者やその家族の方等が当院や当該ステーション職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当院から文書で通知することで即座にサービスを終了します。

6 事故発生時、緊急時の対応方法

訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに在宅主治医に連絡し、その指示のもとに、適切な処置を行うこととします。在宅主治医との連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じることとします。

また、事故等について、利用者のご家族及び利用者にかかる居宅介護支援事業者、市町村に報告するものとします。

なお、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

7 苦情申し立て窓口

(1) 利用者相談窓口

訪問看護ステーションはなさき

管理者 木内 陽子 電話 0166-51-3908

8 その他

- (1) サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。原則として担当者の選定は出来ません。
- (2) あらかじめ計画されたサービスの曜日、時間は、利用者及び事業所に都合により変更または中止をする場合があります。その場合は、双方とも出来るだけ早く連絡することとします。
- (3) あらかじめ計画された時間（開始時刻）は、交通事情により遅れる場合があります。
- (4) 職員は、年金の管理や金銭の取扱い等はいたしません。
- (5) 職員への贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (6) 災害時は、利用者の承諾なく訪問の変更または中止をする場合があります。

当事者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

サービス事業者

所在地 北海道旭川市花咲町7丁目4048番地

名 称 独立行政法人国立病院機構旭川医療センター
訪問看護ステーションはなさき

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて、事業者から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者のご家族又は代理人

住所 _____

氏名 _____ 印